　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

個人情報取扱説明事項

１．個人情報の利用目的　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）で（利用者）さんの生活をお手伝いすることで、（利用者）さんが地域の中で安心して生活を送ることができるように、（利用者）さんの個人情報を教えてもらったり、利用したりします。

２．個人情報の取得について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　（利用者）さんの個人情報を教えてもらうときは、必要なことだけをお聞きします。関係者の方から教えてもらいたいときは、（利用者）さんに関係者の方から教えてもらっても良いかどうか確認してから聞きます。（利用者）さんが難しくてよくわからないことがらや、安心した生活を守るために必要な場合、関係者の方にお聞きすることがあります。

３．個人情報の利用について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　（利用者）さんの生活をお手伝いするためには、関係者の方と相談してどんなお手伝いができるか考えたり、一緒に協力してお手伝いすることなどが必要になります。そのときに（利用者）さんから教えていただいた個人情報を関係者の方にお伝えすることがあります。

　・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）でお手伝いして良いかどうか決めるとき　⇒　契約締結審査会、県社協

・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）によるお手伝いが正しくできているか確認するとき　⇒　運営適正化委員会運営監視合議体

・（利用者）さんの住む地区を担当している市区町村社協、市区町村社協支所と協力してお手伝いするとき　⇒　市区町村社協、市区町村社協支所

・関係者の方と一緒に相談して（利用者）さんの生活を支えていくことが必要なとき

　⇒　親族、民生委員、福祉事務所、保健所、病院、施設、福祉サービス提供者など

４．個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について　　チェック　□

　（利用者）さんの個人情報は、（利用者）さんの安心した生活をお手伝いすること（上記３）に利用するので、勝手に他のことに使ったり、勝手に他の人に教えることはないです。

　ただし、災害や事故などで（利用者）さんの身に何かあったときは、（利用者）さんに伝えても良いかどうか聞く前に、他の人に伝えることもあります。

５．個人情報の管理について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　（利用者）さんの個人情報は、（実施社協）で安全に保管します。

６．個人情報の本人への開示について　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　（実施社協）で保管している（利用者）さんの個人情報について知りたいときは、（実施社協）に言えば（利用者）さんにお伝えします。

　ただし、（利用者）さんが安心した生活が送れなくなると考える場合などは、個人情報をお伝えできないこともあります。

７．職員等の義務について　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　チェック　□

　私たち（実施社協）の職員は、（利用者）さんの個人情報を勝手に人に教えたり、（利用者）さんのためにならないことに使ったりしません。

* １～７の事項について利用者に説明し、チェック欄に印をつける。利用者から同意をいただければ「利用申込書兼個人情報取扱同意書」に署名・捺印いただく。

両様式をあわせて保管しておくこと。